

静 岡 労 働 局 発 表 平成28年8月9日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室 室 長 寄田 茂 賃 金 指 導 官 片岡 裕也 (電話)054-254-6315

平成28年度静岡県最低賃金の改正答申について ~24円アップの時間額807円を答申~

平成28年8月9日、静岡地方最低賃金審議会(会長 居城 舜子)は、静岡労働局長(野村 栄一)に、静岡県最低賃金を現行の時間額783円から24円引き上げ、時間額807円とする答申を行った。

同審議会では、平成28年7月1日に静岡労働局長から「静岡県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、静岡県最低賃金専門部会を設置し、8月2日から計3回専門部会を開催し、中央最低賃金審議会から示された目安答申を踏まえつつ、県下の経済情勢、賃金水準等を勘案し、答申を取りまとめたものである。

今後は、この答申の内容についての意見の申出の公示など諸手続を経た上、静岡労働局 長が静岡県最低賃金を決定することとなる。

答申どおりの決定となると、対前年引上げ率は3.07%となり、現在の時間額表示の みとなった平成14年度以降、引上げ額、引上げ率ともに最大となる。

【参考:静岡県最低賃金額及び前年引上げ率、引上げ額】

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度 (予定)
最低賃金額	7 2 8円	735円	749円	765円	783円	807円
対前年引上げ率	0.41%	0.96%	1.90%	2.14%	2.35%	3.07%
対前年引上げ額	3円	7円	14円	16円	18円	2 4円